

## 中間前金払に関するQ & A

### Q 1

中間前金払とは何ですか？

### A 1

建設工事において、現在、請負代金の4割以内を前払金として支払っておりますが、工期の中間時期に既に支払った前払金に追加して、請負代金の2割以内（合計で6割以内）を支払う前払金のことを中間前金払と言います。

### Q 2

対象となる工事はどのような工事ですか？

### A 2

中間前金払の対象工事は、当初の請負代金が300万円以上の建設工事です。ただし、前金払を受領していること及びその後に部分払の請求をしていないことが必要です。

### Q 3

中間前金払の要件は何ですか？

### A 3

中間前金払対象工事のうち、次の要件の全てを満たしている場合になります。

- 1 工期の2分の1を経過していること。
- 2 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- 3 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### Q 4

中間前金払に必要な書類は何ですか？

### A 4

認定申請書（様式第1号）に工程表及び工事工程月報を添付して工事担当課に提出してください。

### Q 5

中間前金払の支払までの期間はどの程度かかりますか？

### A 5

中間前金払に係る認定申請があった場合、発注者では直ちに認定作業を行い、その結果が適当と認められる場合は、認定調書（様式第2号）により通知します。この認定申請から通知を行うまでの期間は概ね7日以内と考えています。また中間前金払は、請求書等を受領した日から14日以内に支払をします。

### Q 6

請負契約が変更（増額、減額）された場合、前払金と中間前払金はどうなりますか？

### A 6

**【請負代金額が増額した場合】**

「増額後の請負代金額に基づく中間前金払の額」から、「受領済みの中間前金払の額」を「差し引いた金額以内」で中間前金払の額を請求することができます。

例 請負代金額 1,000 万円増額 400 万円 前払金 400 万円、中間前払金 200 万円受領済
・ 変更後の前払金 1,400 万円×4/10=560 万円－受領済みの 400 万円=160 万円 前払保証契約を変更すれば、最大で差額 160 万円請求可能
・ 変更後の中間前払金 1,400 万円×2/10=280 万円－受領済みの 200 万円=80 万円 中間前払保証契約を変更すれば、最大 80 万円請求可能

**【請負代金額が減額した場合】**

「受領済の前金払の額及び中間前金払の額」が、「減額後の請負代金額に基づく前金払の額及び中間前金払の額に当該減額後の請負代金額の 10 分の 2 に相当する額を加えた額」を超えるときは、請負代金が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければなりません。ただし、超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、協議して返還すべき超過額を定めます。

例 1 請負代金額 1,000 万円 減額 600 万円 前払金 400 万円、中間前払金 200 万円受領済
① 受領済みの前払金額・・・・・・・・・・600 万円 (前払金額 400 万円 中間前払金額 200 万円)
② 減額後の請負代金額に基づく前払金額・・・・・・・・240 万円 (前払金額 160 万円 中間前払金額 80 万円)
③ 当該減額後の請負代金額の 2/10 に相当する額・・・・80 万円
①が、②+③ (320 万円) を超えるため、超過額 280 万円を返還する。

例 2 請負代金額 1,000 万円 減額 200 万円 前払金 400 万円、中間前払金 200 万円受領済
① 受領済みの前払金額・・・・・・・・・・600 万円 (前払金額 400 万円 中間前払金額 200 万円)
② 減額後の請負代金額に基づく前払金額・・・・・・・・480 万円 (前払金額 320 万円 中間前払金額 160 万円)
③ 当該減額後の請負代金額の 2/10 に相当する額・・・・160 万円
①が、②+③ (640 万円) を超えないため、返還なし。

Q 7

部分払との関係を教えてください。

A 7

部分払と中間前金払を併用することはできません。前払金請求後には、部分払と中間前金払のどちらかを選択することとなります。